

I 地域住民の多様性が尊重され、 「つながり、支え合う」地域づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制） 整備の推進等

- 少子高齢化のさらなる進展、単身世帯の増加を背景に、地域における人々の関係が希薄化しています。また、地域生活課題は複合・複雑化しており、従来の福祉分野ごとの施策や支援だけでは解決することが難しい状況となっています。
- 社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ人等の権利を守り、地域社会に統合・包摂していくことが不可欠です。
- 一人ひとりの状況、能力等に依りてだれもが社会的な役割や生きがいを持って自己実現できる地域づくりが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、これまでの生活が大きく変化し、心身の不調を感じている人、仕事やお金の不安を抱える人等がより顕在化しています。

(2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 地域住民、社会福祉協議会、NPO、企業、学校・学生等様々な主体が連携し、地域で安心して暮らせるよう地域における支え合い・助け合い活動を推進することにより住民自治の促進を図る必要があります。
- 支援を必要としている人が普段から自らSOSを発信できる地域の雰囲気づくりや周囲がそれに応じて支援できる関係構築が大切です。
- 社会福祉法人は、「既存制度の対象とならない多様化・複雑化した福祉ニーズに対応する」という役割が社会福祉法において明確化され「地域福祉の実践者」として重要な役割が期待されています。
- 農業者と福祉事業者等が協働し、農業や農作物のもつ多面的機能を活用した農福連携に取り組むことで、各地域の課題解決を推進しています。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- 現在の福祉学習をさらに幅広く児童福祉、生活困窮分野への理解に広げることも重要です。
- あらゆる地域住民が自主的に見守り活動等の必要性に気づき、具体的な活動につながっていただけるよう、高齢者、障害者理解に加えて生活困窮、子育て支援を含めた学び合いの機会が必要です。

- 高齢者、障害者、妊婦、小さな子どもを連れた方をはじめ、だれもが街中で困っているときに、みんなが声をかけて助け合える地域づくりが大切です。
- 市町、社会福祉協議会、地域総合センター等と連携し、身近な地域における人権、福祉教育の充実が重要です。

(4) ユニバーサルデザインの推進

- まちにおける移動や施設の利用、行政情報など様々な情報取得について、年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人が利用可能なデザインにするユニバーサルデザインを進めることがより一層求められています。

【施策の方向性】

(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等

- 既存の分野別の制度では対応が困難な生活・福祉課題の解決のため、各分野が連携した総合的に対応できる相談・支援体制の構築と地域づくりを支援します。
- 地域住民、社会福祉法人、NPO等様々な主体が、それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら、自己実現を図り、活発な活動が展開されるよう支援します。
- 新型コロナウイルス感染症等流行下、感染防止を進め、地域での支え合い活動の実施のあり方を検討、啓発します。

(2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

- 様々な主体の参画のもと、公私協働で取り組み、また、地域の活性化や豊かな地域づくりを進めます。
- 企業、地域団体、学校・学生等それぞれが持つ特色や強み、機能等を活かしながら地域の課題解決に積極的に参画・協働するよう、セミナー開催等を通じて社会貢献活動の促進を図ります。
- 社会福祉法人の福祉サービスの提供を通じ、地域の福祉力の向上の推進を支援します。
- だれもが住み慣れた地域で満足した生活を送り、満ち足りた人生の最期を迎えることができるような仕組みづくりを進めます。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

- 福祉教育を推進し、ノーマライゼーションの理念や「障害の社会モデル」の考え方の普及を進めます。
- 一人ひとりが人権についての理解を深め、互いを認め合いながら、ともに生きることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。

(4) ユニバーサルデザインの推進

- だれもがはじめから利用可能なデザインにしようというユニバーサルデザインの考え方を、県民や事業者と協働しながら普及啓発を進めます。

【具体的施策】

(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等

① 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進

- ・地域住民や多様な主体が地域の様々な困りごとを自らの地域生活課題として捉え、地域の見守り、居場所づくりの支援等解決に向けた仕組みをつくり、だれもが地域の中でともに支え合い・助け合いながら暮らせる地域づくりを目指します。
- ・高齢、障害、子ども、生活困窮等の属性にかかわらず生きづらさを抱える本人および世帯等が相談でき、複合・複雑化する地域生活課題に対し必要な相談支援が実施できる包括的・重層的支援体制整備を支援します。
- ・全ての市町で、複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備が推進されるよう、相談支援機関や市町社会福祉協議会等への実態調査を行い、課題、関わり方等について研修会、勉強会や情報共有等の場を提供するなど、市町の取組を支援します。
- ・複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進のため、生活困窮をはじめ、高齢、障害、子ども等の福祉分野に限らず、教育、医療、労働、まちづくりなど関係部局が相互に連携し、総合的な取組を進めます。
- ・生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、市町および相談支援事業所はもとより民生委員・児童委員、介護支援専門員、障害者相談員、スクールソーシャルワーカー¹¹等様々な推進員や支援員等連携した相談支援体制が各市町において整備されるよう支援します。

② 新型コロナウイルス等感染症と地域づくり

- ・新型コロナウイルス感染者等に対する差別や誹謗・中傷などの人権侵害に対して、改めて、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に掲げる「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の理念等を周知するとともに、適時・適切に対応できるよう相談体制の充実・強化を図ります。
- ・情報が届きにくい人・世帯も含め、正確な情報を迅速かつ確実に提供できるよう目的に応じて新たな手段を活用しながらより効果的な広報を進めます。
- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい理解と感染予防に関する知識の普及啓発を行い、地域のつながりと支え合いの活動の実施や継続、つながりのための取

¹¹ スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

組に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。

- ・電話やオンライン通信等 ICT を活用し、対面できない場合であっても、交流・つながりを可能とする環境づくりを支援します。
- ・新型コロナウイルス感染症により、こころに悩みを抱えた感染者とその家族、医療従事者等に対して、電話や面接、訪問等を行い、専門職によるこころのケアを実施します。
- ・社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、子育て世帯、妊産婦、外国にルーツを持つ人等への必要な情報提供等寄り添った支援を行います。

(2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進

① 参加・活動の場、居場所づくり

- ・民生委員・児童委員による地域の見守りや困りごとの相談、ボランティアなどにより実施されている様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らすことのできる社会の実現を目指します。
- ・高齢者、障害者、子どもや外国にルーツを持つ人など地域の人たちの交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域住民や地域の団体を主体とした見守り、居場所づくりなどの支援活動を進めます。
- ・課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカー¹²を配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図ります。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校へスクールカウンセラー¹³を配置・派遣します。
- ・生活支援コーディネーターに加え、認知症地域支援推進員や在宅医療・介護連携コーディネーターなど、市町の地域づくりの取組を支える人材の育成や相互の連携を促進し、住民同士のつながりや支え合いの深化を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で満足な生活を送り（QOL：クオリティ・オブ・ライフ）、満ち足りた人生の最期を迎えること（QOD：クオリティ・オブ・デスもしくはダイイング）ができるよう、医療福祉の関係者、関係機関が連携し、高齢者やその家族が必要な支援を受けることができる体制が構築されているとともに地域住民や多様

¹² スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

¹³ スクールカウンセラー：心理の専門的な知識、技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。

な主体による支え合い・助け合いができる地域の実現を進めます。

- ・地域における福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点である地域総合センターにおいては、第二種社会福祉事業として、生活上の各種相談事業や就労支援、教育支援、人権課題解決のための各種事業等が実施されており、その運営に対して支援します。

② 地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等の参画促進

- ・日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、社会福祉法人などの福祉サービス事業者、NPO、老人クラブ、自治会、地域住民組織、企業、学校・学生などの協働による地域で支え合う機運の醸成と支え合いの仕組みづくりを支援します。
- ・地域における移動支援の充実を図るため、民間や各NPO等による移送サービスの推進や移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。
- ・淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう機運を盛り上げます。
- ・障害者等の活躍の場の拡大を目指した農業と障害福祉の連携をはじめとして、子ども食堂等での子どもたちと農業者の交流、農福連携への意識醸成や連携促進に向けた情報発信の実施等、農業を一つのツールとした新たな農福連携の推進を図ります。
- ・レイカディア大学では、新しい知識と教養を身につけるための学習機会を提供することで、高齢者の社会参加を推進するとともに、地域づくりにおける担い手を養成します。
- ・NPO、企業、地域団体、学校・学生等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域生活課題の解決に向けた対話・協議を行います。
- ・企業と包括的連携協定¹⁴を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。

③ 民生委員・児童委員活動の環境整備

- ・民生委員・児童委員による、福祉サービス等を適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害者、子育て家庭への見守りや訪問、地域住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動、児童の健全育成や福祉活動を促進します。

¹⁴ 企業との包括的連携協定：民間企業と相互に高齢者、障害者、子育て等の支援、災害対策、防災、防犯、その他地域の活性化等に関して緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働の活動を推進するため、包括的連携協定を締結。

- ・地域住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し資質の向上を図ります。
- ・民生委員・児童委員のなり手の確保や経験豊かな人材の定着を図るとともに、多くの地域住民によるその幅広く、奥深い活動への協力が得られるよう、周知、啓発を進めます。

④ 活動資金の確保と有効活用

- ・地域住民が福祉活動を行うに当たり、必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図ります。
- ・赤い羽根共同募金運動の推進を支援し、地域における地域福祉の推進を図ります。

⑤ ボランティア活動の推進

- ・滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等が実施されるよう支援します。
- ・ボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供を促進し、だれもが参画できるよう裾野の拡大を図ります。
- ・併せて、災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。

⑥ 社会福祉法人の公益的な取組の推進

- ・社会福祉法人が日頃の活動などを通じて、地域の特性や情報を集めるほか、地域の福祉課題を発掘し、その解決に向けた活動を担う核として市町、社会福祉協議会と連携・協働した取組の推進を支援します。
- ・県内の社会福祉法人が、優れた公益性と非営利性を発揮し、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、地域生活課題や福祉ニーズを総合的かつ専門的に対応することで、地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上が図られるよう支援します。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発

- ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及を進め、県民一人ひとりの行動につなげます。
- ・高齢者、障害者、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切

に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確保に努めます。

②インクルーシブ教育の推進

- ・障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

③生涯にわたる福祉教育の推進

- ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、支援を必要とする人が自らSOSを発信できる地域づくりや周囲がそれに応えて支援できる関係が構築されるよう学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりを進めます。
- ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成を進めます。
- ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

④多様性の尊重

- ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容についての周知により、県民の心のバリアフリーの推進を図ります。
- ・地域に根差したきめ細かな人権啓発の推進を図るために、県と市町相互の情報共有や市町が行う活動支援を進めるなど市町との連携を強化します。

(4)ユニバーサルデザインの推進

①ユニバーサルデザインの普及啓発

- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、だれもが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ・公共施設や多くの人々が利用する施設について、だれもが安全かつ快適に利用できるよう、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の普及啓発を図るとともに、施設管理者の理解と意識向上に努めます。また、滋賀県車いす使用者等用駐

車場利用証制度の普及を推進します。

② 情報アクセシビリティの向上促進

- ・ 県が情報提供する際には、字の大きさや配色、点字、多言語やふりがななどに配慮し、高齢者、障害者を含むだれもが利用しやすい情報保障を進めます。
- ・ 必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、多様なメディア媒体を活用し、情報が届きにくい人にも配慮しながら効果的な情報提供を進めます。

Ⅱ 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、 「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- 近年、社会・経済状況の変化により、8050問題、ダブルケアといわれるような状況など、1つの世帯のなかで複数の問題が絡み合った、複合的・複雑な事案や「制度の狭間」のニーズへの対応が求められています。
- 高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者をはじめとして、だれもが何かで困ったときに、相談でき、助けてもらえる場所や人があり、助けてもらうことへの申し訳なさや後ろめたさ、ためらいや気後れを感じなくてもよい、安心して助けてもらえる社会づくりが求められています。

(2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

- 自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行時においても支援が必要な人に支援が円滑に届くよう、平常時から地域住民等が相互に連携し、対応できる体制を整えることが重要です。
- 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるためには、平常時から行政、ボランティア・NPO、関係機関等が連携できるネットワークを構築し、災害ボランティア活動に関する情報を常時発信し、そのための活動拠点の整備を行う必要があります。

(3) 災害時要配慮者支援の推進

- 災害時における高齢者、障害者、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、避難所での生活、介護支援等においてきめ細かな配慮が必要です。
- このため、自力で避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、避難所での安心した生活が確保されるよう、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導體制を整備することが必要です。

(4) 利用者の権利擁護

- 一人の人としての尊厳をだれもが尊重され、安心して生活することができ、社会に参加し活動を行い、自己実現できる機会を保障する地域や社会をつくるのが地域福祉の課題の一つです。
- 単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予想されるなか、財産管理や日常生活にかかる契約等の行為といった成年後見人等が提供する支援は今後、さらに必要となってきます。

(5) 苦情解決の仕組み

- 利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決は重要な課題となっています。
- 社会福祉法において、各事業者は利用者からの苦情の適切な解決に努めることとされています。

(6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

- 社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されており、サービスの質の向上のため、事業者によるサービスの自己評価の取組を引き続き進める必要があります。

(7) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

- 福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで、社会福祉法人等の地域の様々な関係機関が、地域の中で顕在化している福祉ニーズを積極的に把握するとともに、対応していくことが求められています。
- 一方で、小規模な法人においては、経営基盤や職員体制の脆弱性などから、単独で地域貢献のための取組の実施が困難な状況にあります。
- また、NPO、企業等の活動の活性化、こうした主体のネットワーク化を進め、地域力の向上を図ることも必要です。

(8) 滋賀ならではの地域養護の取組の検討

- 児童養護施設等を退所した後の支援が少ない実情や、また、ひきこもりやヤングケアラーなど社会的、家庭的な事情により、生きづらさを抱える子ども・若者への支援が必要です。

【施策の方向性】

(1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

- 必要な支援や福祉サービスにつながりにくくなっている人を早期に発見し、必要な支援や福祉サービスに結び付けていけるよう関係機関のネットワーク構築や地域住民の支え合いなどの仕組みづくりを進めます。
- 支援を必要としている本人や世帯などが抱える課題が深刻化し、解決が困難になる前に支援につながるができるよう、困った時の相談先や必要な支援等の周知、支援を受けることが迷惑、恥ずかしい等のためらいをなくすための啓発を図るなど、一人ひとりや世帯の受援力を高めるよう進めます。

(2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害、感染症と自然災害の複合災害に対する防災対策や仕組みづくり、地域づくりの支援を進めます。

(3) 災害時要配慮者支援の推進

○要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者名簿の整備や災害時の個別避難計画の策定支援、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築等要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や環境整備を図ります。

(4) 権利擁護の推進

○権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な周知啓発を行うとともに、事業を実施する社会福祉協議会の運営を支援します。

(5) 苦情解決の仕組み

○福祉サービス利用者が苦情を申し出しやすく、苦情が迅速に解決されるよう支援します。

(6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

○事業者に対し、第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果の福祉サービスへの反映を図ります。

(7) 社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

○小規模な社会福祉法人等が、自らの創意工夫に基づき、地域貢献事業を積極的に展開していくことを通じて、地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう支援します。

(8) 滋賀ならではの地域養護の取組の検討

○社会的、家庭的な事情により生きづらさを抱える子ども・若者の生きる力を育み、支える地域支援の取組を検討します。

【具体的施策】

(1) 様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

次に示すような地域における様々な生きづらさに対し、県および市町、事業者等と連携しながら各取組の推進および支援を行います。

また、市町が取り組む地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制の整備の支援をすることで、支援を必要とする方が必要な支援を利用できる環境づくりを推進します。

① 高齢者・認知症の人

ア 高齢者

- ・老人クラブなどの地域団体やNPO、企業など様々な主体が「つながる」という視点を持ち、連携・協働を進めるとともに、各主体が持つ特色を生かしあうことで、活発な活動が展開されるよう支援します。
- ・高齢者がそれぞれの状態に応じて必要な支援を受けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実を支援します。
- ・また、高齢者の社会参加と介護予防を目的とした地域住民主体の通いの場づくりなどの取組を推進します。
- ・高齢者の暮らしの安全・安心を守るとともに移動しやすい社会基盤の整備を進めます。
- ・高齢者虐待防止に向けて、市町等関係機関と情報共有を行い、虐待につながる要因分析や、その対応方法などを共有します。
- ・家族などを介護する人が、介護をしながら就業を継続できるよう、県労働広報紙を活用して、仕事と介護を両立するための制度や助成金等について、企業や県民に対して周知啓発を行います。
- ・介護と育児に同時に直面したり（いわゆる「ダブルケア」、「トリプルケア」）、障害のある子どもと要介護の親の世話が重なったりするなど、分野をまたがって支援が必要な介護者などに対し適切に対応されるよう、関係者間の情報交換や連携を進めます。

イ 認知症の人

- ・認知症になるのを遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにできるように若（性）・軽度認知症を含めた認知症の正しい知識と対応の普及啓発を認知症の人と家族とともに図ります。
- ・認知症の早期発見・早期対応と認知症の容態に応じた適時・適切かつ切れ目ない支援を提供するために、医療・福祉・介護などの関係機関・団体のそれぞれの認知症ケアの質の向上と情報共有や協働によって、多職種や地域の連携を強化します。
- ・認知症になっても、社会の一員として社会参加ができ、希望をもって日常生活が過ごせる地域づくりを目指し、地域住民の正しい認知症の理解と対応をベースとした支え合い活動を推進し、本人の重度化予防と家族や介護者等の負担軽減を図ります。

② 障害者

ア 障害者

- ・障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容の周知により、県民の障害者理解の推進を図ります。

- ・虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、関係機関と事例検討などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組を支援します。
- ・在宅の障害者はもとより、障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行する人や、支えてくれる家族亡き後も障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の生活支援サービス等の充実（体制整備、人材育成、確保）を進めます。
- ・保健福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・高齢障害者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスおよび介護保険サービスの適切な運用に関する好事例等の情報提供や、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用した相談支援専門員と介護支援専門員の情報共有による障害分野と高齢分野の連携促進を図ります。
- ・市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進めます。
- ・企業において障害者の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人、高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進のための周知、啓発を進めます。
- ・農業者と福祉事業所との農業作業委託等に係るマッチングへのサポートや、就労や体験の場を生み出すことにより、農業法人や農業分野における障害者等と地域社会のつながりづくりを進めます。
- ・介護等の場や農業分野をはじめとした多様な分野での訓練や就労が促進されるよう、関係機関と連携し、新たな分野における職域の開拓や就労先の確保を一層進めます。

イ 医療的ケア児・者、難病者

- ・乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、ワンストップで相談支援ができるよう、体制の充実を図ります。
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児・者の支援体制の充実を努めます。
- ・在宅医療へ移行する医療的ケア児・者が増加しているため、小児在宅医療を担う人材が不可欠です。専門病院の医師等による集合研修や実地研修等を行い、人材育成および資質向上を図ります。
- ・難病医療連携協議会において、従事者の技術力向上を目指した研修会を実施するとともに、拠点病院や協力病院のネットワークを構築するなど、難病医療体制の充実

を進めます。

③ 子ども・子育て世帯

ア 子ども・子育て世帯

- ・結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていける環境をつくりまします。
- ・だれもが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、インターネットや様々な手段により積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てが出来る環境づくりを進めます。
- ・社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関、および企業などと協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。
- ・保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、相談支援等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。
- ・子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援、運営サポート、物資提供、事業への人的協力（ボランティア）などの様々な支援を公私協働で展開します。
- ・子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体を主体とした子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう機運の醸成を図ります。
- ・遊べる・学べる淡海子ども食堂の展開にあたり、農業者との連携や地域の防災、歴史、文化を学ぶなど、地域の特性を生かし多世代が集える居場所となるよう進めます。
- ・コロナ禍を経験した子どもたちが、感染症を正しく理解し、生き生きと笑顔で過ごせるよう策定した新しい行動様式「すまいる・あくしょん」の普及、啓発に努めます。

イ 社会的養護を要する子ども

- ・児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。
- ・医療的な機能強化を図るため、虐待の診断などについて医療機関との連携を図り

- ます。
- ・育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられる体制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトステイの¹⁵実施を促進します。
 - ・市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親等を積極的に活用できるよう支援します。
 - ・保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、相談支援等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。（再掲）
 - ・家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を関係者と連携しながら進めるとともに、里親養育包括支援（フォスターリング業務¹⁶）を実施し、里親が子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化します。
 - ・社会的養護のもとで暮らす子どもたちの職業観をはぐくむため、中高生が自ら希望する企業のもとで就労体験を行う「ハローわくわく仕事体験の場」などを推進します。
 - ・子ども家庭相談センターは、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進め、家庭復帰にあたっては、市町、関係機関と連携し、地域で子どもを見守り、支援していきます。
 - ・「滋賀ならではの地域養護」として、まずは児童養護施設退所者等の社会的養護のもとで育ちを経験した人を地域で支援する仕組みを構築します。
 - ・児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じて就業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行い、自立に向けた仕組みづくりを進めます。
 - ・児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導等を行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の支援に取り組みます。
 - ・児童養護施設退所後のアフターケアについても、各施設の体制整備を行うとともに

¹⁵ ショートステイ・トワイライトステイ：市町による一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業。

¹⁶ 里親養育包括支援（フォスターリング業務）：里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援であり、児童福祉法第11条第1項第2項に掲げる業務に相当する以下の業務。

- ・里親のリクルート及びアセスメント
- ・里親登録前後及び委託後の里親に対する研修
- ・子どもと里親家庭のマッチング
- ・子どもの里親委託中における里親養育への支援

に、連携支援コーディネーター¹⁷が、人間関係や就労継続に関して相談支援をするなど、他の支援機関と連携し、包括的な自立支援を進めます。

④ 生活困窮者・世帯

ア 生活困窮者・世帯

- ・生活困窮者からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。
- ・相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。
- ・複合・複雑化する地域生活課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。（再掲）
- ・支援の必要な方を早期から把握し支援することができるように、市町、自立相談支援機関と連携し、制度の周知を行うとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域総合センターなどによる相談事業と連携を図っていきます。

イ 経済的に困窮している世帯の子どもたち、ひとり親世帯

- ・貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。
- ・ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、様々な悩みに対する情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。（再掲）

⑤ 食の確保に課題を抱える人・世帯

- ・貧困、災害等により、必要な食べ物を十分に入手することができない人・世帯へ地域等から寄せられた食料、未利用食品等を提供するための活動が円滑に行われるよ

¹⁷ 連携支援コーディネーター：子どもの自立支援の取組を推進するため、各児童養護施設、里親および関係機関をつなぐためのコーディネーターとする人。

う、事業者やフードバンク¹⁸活動団体、子ども食堂、地域住民、社会福祉協議会、市町など関係相互の連携強化を図ります。

⑥ 住まいの確保に配慮が必要な人

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住まいを喪失またはその恐れのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住まい確保のための支援を実施します。
- ・所得水準が低い高齢者世帯や高齢単身世帯、低額所得者、ひとり親世帯等の賃貸住宅の入居が確保されるよう、県営住宅の入居機会の拡大に努めます。
- ・賃貸住宅の入居者と家主の安心感の向上を図るため、居住支援法人等の関係団体と連携した居住支援体制を構築するとともに、生活に困難を抱え、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者、低額所得者、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ県民等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援について検討を進めます。
- ・家賃の支払いや病気、事故などへの不安から賃貸住宅に入居を断られる住宅確保要配慮者¹⁹が住居を安定的に確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティーネット住宅）の登録促進を進めます。
- ・保証人や身元引受人、緊急時の連絡体制の確保等ができない高齢者、高齢障害者、低所得者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者へ必要な支援がとどくよう、福祉・住宅部局間での情報共有・連携強化を図ります。

⑦ 就労に向けた支援が必要な人

- ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・就労支援が必要な貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。
- ・しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、滋賀労働局と連携し、求職者に対し、相談コーナーとハローワークコーナーにおいて、個別相談から求人情報提供および

¹⁸ フードバンク：食品関連企業において、包装の印字ミス等により販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄付を受け、食料支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する社会福祉活動およびその活動を行う団体のこと。

¹⁹ 住居確保要支援者：「住宅セーフティーネット法」および省令に定めのある方に加え、以下の方を対象と定めている。指定難病患者・要介護要支援認定を受けている者・児童養護施設退所者・犯罪をした者等・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援を行う者・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病者、LGDB・UIJ ターンによる転入者・妊婦・被災地からの避難者（発災後3年以内）

職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。

- ・障害者就労支援施設等における経済活動の活性化、企業・労働・福祉・教育・医療等の関係機関・団体とのネットワークの構築などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターを核として、働きたい障害のある人の就労支援や雇用創出に向けたシステムづくりを進めます。
- ・外国にルーツを持つ県民等が、その能力を發揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、就労制限のない外国にルーツを持つ県民等を対象とした職業能力開発の機会の提供を進めます。

⑧ ひきこもり状態にある人とその家族

- ・県立学校へ進学した児童生徒（入学予定者および中途退学者等を含む。）のうち、特別な支援を必要とする者が、学齢期から就労まで切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、情報共有等の仕組みを整えます。
- ・ひきこもりの背景や当事者・家族がおかれている多種多様な状況について何らかの社会的障壁がある状態と捉え、必要な支援を受けながら、当事者の自分らしい生き方を保障する必要性について理解の促進を進めます。
- ・ひきこもり支援センターにおいて、ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりに取り組みます。
- ・市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、ひきこもり支援センターに医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。
- ・不登校や様々な課題を抱える児童・生徒等の情報を教育機関等の関係機関で共有し、必要な支援につなげることで、ひきこもりの未然防止だけでなく、様々な生きづらさを抱えた子ども達一人ひとりに寄り添い方、対象の児童・生徒等の範囲や情報共有のあり方、その後の対応等について、効果的な支援の仕組みができるよう検討を進めます。
- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう、ひきこもりに関する普及啓発を進めます。
- ・ひきこもりの支援を行う機関や市町、保健所等が連携して、地域におけるネットワークづくりを進めるとともに、丁寧な訪問などアウトリーチを促進していきます。
- ・ひきこもり状態が長期化し、生きづらい状況におかれている当事者や家族などが、社会参加の手がかりをつかめるよう、希望に応じて、気軽に交流でき、安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めます。

⑨ 希死者、自殺未遂者とその家族

- ・自殺対策推進センターを核として、保健所、市町等との協働により、滋賀県自殺対策計画と連動した取組を推進するとともに、自殺対策連絡協議会において本県の特성에応じた具体的な取組の方向性について協議し対策の推進を図ります。
- ・自殺未遂者の支援体制においては、救急告示病院等や精神科医療機関と保健所、市町などとの連携に加え、今後、警察や消防との連携強化を図ります。
- ・こころに悩みを抱えた人に寄り添った丁寧な相談対応を行うため、電話や対面などによる相談窓口を設け、孤立させない体制を作るとともに、これら相談窓口の周知を行います。

⑩ アルコール等依存者

- ・アルコール健康障害対策推進会議の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら分野横断による包括的推進体制の確保をとおして、アルコール健康障害対策の推進に取り組めます。
- ・薬物依存症・ギャンブル等依存症に対応する専門医療機関や依存症治療拠点機関、相談拠点の機能強化を図ります。

⑪ 自分から SOS が出せない人、孤立しがちな人

ア SOS が出せない人、孤立しがちな人

- ・県民や民生委員・児童委員など様々な分野の支援者が、当事者・家族が生きづらい状況におかれていることを理解し、当事者・家族が地域で孤立しないよう普及啓発を進めます。
- ・子育て家庭、介護者等を感じる孤立感や負担感の軽減を図り、安心して生活が出来るよう、学校や福祉、医療等との一層の連携強化により、必要に応じたサービスにつなげる等の支援・相談体制の充実を進めます。
- ・多頭飼育問題²⁰の顕在化による深刻な孤立を防ぐため、分野をまたがって支援を行えるよう動物愛護管理部局、地域住民等との連携を進めます。
- ・民生委員・児童委員による地域の見守りや困りごとの相談、ボランティアなどにより実施されている様々な地域活動や居場所づくりの促進を図るとともに、地域資源を活用したネットワークや活動拠点の整備など、あらゆる地域住民が自分らしく活躍できる地域づくりを進め、世代を超えて地域住民が共に支え合いながら、暮らす

²⁰ 多頭飼育問題：飼い主が適切な繁殖制限措置を施さずに動物を飼育し続けること等により、動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えた際に、単に動物の健康状態のみならず、飼い主の生活環境や周辺環境の悪化を引き起こすこと。

多頭飼育の問題を引き起こす背景として、環境省調査では、健康上の問題や経済的な困窮等の困難を抱えている事例が多数報告されている。

ことのできる社会の実現を目指します。(再掲)

イ ヤングケアラーとその家族

- ・各市町における包括的・重層的支援体制の整備への支援等を通じ、本人およびその世帯を支えられるよう努めます。
- ・教職員やスクールソーシャルワーカーに向けた研修会や、要保護児童対策連絡協議会の場を通じ、ヤングケアラーへの支援について周知し、福祉や教育などの関係者の更なる理解促進に努めます。
- ・職能団体と連携し、保健師や介護支援専門員の研修等の場を活用し、ヤングケアラーについて学ぶ機会を設けるなど、啓発・広報に取り組みます。

⑫ 矯正施設退所者等

- ・高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院）退所予定者および退所者等に対し、国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援の実施により地域での自立した生活を支援します。
- ・滋賀県地域生活定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。
- ・また、刑事司法手続き段階にある被疑者・被告人等で障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、保釈後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。
- ・刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。
- ・犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所、保護司、更生保護女性会およびBBS会²¹などの関係機関との連携のもと推進します。

⑬ 戸籍のない人

- ・出生時に戸籍への記載がなく、社会生活上、様々な不利益を被っている人のために、福祉サービスをはじめとする生活支援や教育支援につなげるよう取り組みます。

²¹ BBS会：Big Brothers and Sisters Movementの略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

⑭ 外国にルーツを持つ人・世帯、子どもたち

- ・外国にルーツを持つ県民等も安心して生活を送ることができるよう、医療、年金、保健、福祉など社会保障に関する多言語での情報提供を進めます。
- ・外国にルーツを持つ県民等が地域社会から孤立しないよう、相談・支援における福祉事務所や社会福祉協議会などの福祉関係者、関係団体、NPO等との連携を推進します。

⑮ 性的指向・性自認に関して配慮が必要な人

- ・性的指向・性自認に対する正しい理解・認識を図る県民啓発を進めるとともに、特に性自認に関して配慮が必要な児童生徒に対しては、学校におけるきめ細かな対応が必要なため、児童・生徒の心情等に配慮した相談・支援等の取組を進めます。
- ・リーフレットの配布や県のホームページ掲載を通じて、人権に関する相談窓口について広報します。

(2) 新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行や自然災害、複合災害に見舞われても、それまでの地域のつながりや支え合いを維持し、身近な地域で日常生活が送れるよう、防災対策や支援の仕組みづくり、地域づくりを支援します。
- ・災害時における避難方法や避難所運営について県のホームページ等に掲載し、平時から災害時に一人ひとりが命を守り、感染拡大を防ぐ対策をとれるよう備えます。
- ・近年の災害においては、災害時要配慮者が避難生活の中で、生活機能の低下や介護度の重症化などの二次被害、ひいては災害関連死に至ることが課題の一つとなっていることから、避難生活から安定的な日常生活へと移行できるよう必要な支援を行う福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム（しがDWAT）の体制整備を進めます。
- ・災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町における災害ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動マニュアルの作成、県域での活動体制および資機材等災害ボランティア活動の環境整備を進めます。
- ・災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。

(3) 災害時要配慮者の避難支援の推進

① 避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定

- ・避難行動要支援者となる高齢者、障害者、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要

とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人等の災害時の避難行動について実効性のある個別避難計画の策定支援および災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。

- ・どこの地域にどのような医療的ケア児・者がおられるか把握し、円滑かつ確実に支援できる体制の構築を図ります。
- ・災害時に自力避難や状況の把握が困難、あるいは困難な可能性があることから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、要配慮者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行うとともに、消防団、福祉専門職、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等との協働体制の構築について、市町の取組を支援します。

② 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施

- ・災害時における避難行動要支援者の避難先を確保するため、市町における福祉避難所の指定の促進を図るとともに、市町を越える広域的な避難等に備え、広域福祉避難所として社会福祉施設や福祉団体との協力協定の締結を進めます。
- ・要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に取り組みます。
- ・市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設における避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されることにより、災害時の避難体制が確立されるとともに、円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう支援します。

③ 避難所における福祉的配慮の推進

- ・避難所において、要配慮者や男女のニーズの違い、視点等に配慮し、だれもが安心して利用できる避難所の体制整備を促すとともに、避難所での避難生活の質の向上を図る物資および避難所における感染症対策に資する災害備蓄物資の充実を進めます。
- ・緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、避難所のバリアフリー化、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。
- ・高齢者、障害者、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。

④ 福祉避難所の機能確保

- ・市町に対して福祉避難所の開設訓練等の実施を働きかけるなどにより、発災時に福祉避難所が機能するよう取り組みます。
- ・要配慮者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、福祉避難所の広域利用について計画を策定し、施設の指定や管理者との協定の締結などの準備を進めます。

(4) 利用者の権利擁護

① 権利擁護の啓発・理解促進

- ・滋賀県権利擁護センター、滋賀県高齢者権利擁護支援センターや障害者 110 番、各福祉圏域に設置されている権利擁護サポートセンターなどが相互に連携し、権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施し、高齢者や障害者が、安心していきいきと地域生活が送れるよう権利を守ります。
- ・多機関の支援の手助けの1つの手段として、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、判断能力が不十分な人が発見され、必要な支援につながるよう活動を支援します。
- ・地域住民一人ひとりが、社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親、外国にルーツを持つ人等に対する理解を深めるとともに人権意識を高め、人権問題に対する理解を深めるための啓発活動を展開するとともに、公民館、地域総合センター等における学習機会の充実に向けた取組を支援します。
- ・だれもが役割を持ち、活躍できる共生社会の実現に向け、障害者差別解消法や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容を県民に周知することにより、障害者理解や心のバリアフリーの推進を図ります。

② 地域福祉権利擁護事業の推進

- ・滋賀県社会福祉協議会および市町社会福祉協議会で地域福祉権利擁護事業を実施し、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていけるよう支援します。
- ・地域福祉権利擁護事業の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。
- ・また、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かり等により、地域社会における自立支援につながるようその利用を促進します。

③ 成年後見制度の利用促進

- ・地域の権利擁護支援体制のネットワークの構築を推進し、本人の意思決定支援や成年後見制度の利用促進を進めます。

- ・地域の実情を踏まえ、成年後見制度の首長申立に関する研修の実施など取組の推進をします。
- ・成年後見制度の利用促進に関する施策について、市町が基本的な計画の策定や中核機関の設置、運営等を行うことを支援します。
- ・裁判所や専門職団体などの関係機関と連携し、後見等の担い手の確保など、権利擁護推進に向けた広域的な支援を行います。

(5) 苦情解決の仕組み

① 事業者の苦情解決体制の整備

- ・事業者においては、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置され苦情を解決する体制が整備されるとともに、仕組みの施設内掲示などにより利用者への周知が図られるなど、苦情が申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう図ります。

② 適切な苦情解決の促進

- ・事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんが行われます。苦情解決が円滑に図られるよう滋賀県社会福祉協議会との連携を進めます。

(6) 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

① 健康福祉サービス評価システムの推進

- ・利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、これまで進めてきた自己評価に加え、より客観的な評価となる第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果のサービスの反映を図ります。
- ・第三者評価にあっては、第三者評価機関の募集・認証を進めるとともに、評価調査者の養成や資質の向上を図り、評価体制の充実を進めます。
- ・事業所が行った自己評価や第三者評価の結果を事業所のホームページに掲載したり、事業所内での閲覧や広報誌に掲載したりするなど、幅広い公表を促進します。

② 社会福祉法人の情報公開の推進

- ・福祉サービスの利用を希望する方が、自分にとって最適なサービスを選択できる環境を整備するため、社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報について積極的に公開するよう指導・助言を行います。

③ 健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

- ・医療・介護・健康分野等における ICT の活用や最新のロボット技術の導入が円滑に進むよう、県立リハビリテーションセンターと関係機関が協力して情報の収集や発信を行います。
- ・電話やICT を活用した、見守りを兼ねたコミュニケーション機会の確保ができるよう、高齢者がスマートフォンを利用できる環境を整えるなど、つながりのための取組に関する市町間の情報共有と好事例の横展開を行います。

（7）社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

- ・社会福祉法人が持つ専門性、設備、人的・物的資源等を有効活用し、複数の社会福祉法人、地域の関係機関、団体等と連携し、様々な福祉サービスの提供をすることで地域における支援体制が重層化され、地域における福祉力の向上がはかれるよう支援します。
- ・NPO、企業、地域団体等が連携し、それぞれの持つ特徴や強み、機能等を活かしながら、地域の課題解決に取り組む活動を支援します。
- ・NPO、企業、地域団体等との協働を進め、社会貢献活動や地域活動の活性化を図るため、多様な主体と協働して地域の課題解決に向けた対話・協議を行います。
（再掲）
- ・企業と包括的連携協定を締結し、相互に緊密に連携し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することで地域福祉の向上を図ります。（再掲）

（8）滋賀ならではの地域養護の取組の検討

- ・「滋賀ならではの地域養護」として、まずは児童養護施設退所者等の社会的養護のもとで育ちを経験した人を地域で支援する仕組みを構築します。（再掲）
- ・さらに社会的・家庭的な事情により生きづらさを抱える子ども・若者の生きる力を育み、支える地域支援の取組を検討します。

Ⅲ 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、 「滋賀の福祉人」づくりの推進

【現状認識・課題】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

○地域住民等と協働し、地域の課題を把握し、その解決に向けた取組ができる人材の育成を図ることが必要です。

(2) 専門職の確保・育成・定着

○高齢化の対応や待機児童対策、障害者への取組の充実等、さらなる福祉ニーズの増加が見込まれる中、必要な人材確保に加え、職員の定着の推進も重要です。

○そのためには、社会福祉協議会等との連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者に対する就業支援や就業経験のある再就業の支援を行う必要があります。

○また、福祉サービス事業従事者の資質向上のための研修機会の充実、福祉職場の処遇改善や職場環境改善等を支援し、職場への定着を図ることが必要です。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

○将来の福祉人材の確保を図るため、小・中・高等学校での福祉学習や福祉職場での体験学習などにより、福祉についての知識や理解を深めていくことを通じ、福祉職場への就業に繋げていく必要があります。

○地域住民が見守り活動等の必要性に気付いたり、具体的な活動につなげていけるような学び合いの機会（福祉学習）が必要となります。（再掲）

【施策の方向性】

(1) 福祉人のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

○複合的・複雑な事案に対応ができる人材、他の職員のロールモデルとなるような人材の育成を進めます。

(2) 専門職の確保・育成・定着

○様々な専門的知識、経験、技能をもった福祉事業関係者以外の新たな人材の確保を進めます。

○福祉の職場の処遇改善や職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を進めます。

○福祉関係者が幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、資質の向上に努めます。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

○福祉学習を推進し、ノーマライゼーション理念の普及を進めます。

○一人ひとりが人権についての理解を深め、互いを認め合いながら、ともにいきることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。

【具体的施策】

(1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- ・介護、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野はもとより、複合・複雑化する地域生活課題に対応できる、滋賀の福祉職のロールモデルとなる人材の育成を図ります。
- ・福祉の現場で働く方が、「アイデンティティ」と「ビジョン」をもってそれぞれの仕事に向き合い、本県の先人の理念と実践を学びつつ、必要な知識・技術・モラルの基本を習得することで「滋賀の福祉人」として活躍できるよう、滋賀県社会福祉協議会が設置する社会福祉研修センター等と連携して、人材の育成に取り組みます。
- ・滋賀県社会福祉協議会で開学が予定されている「縁アカデミー」を修了された方が、在籍する福祉事業所等において、そのロールモデルとしての学びを活かした実践がなされ、全事業所等に広がっていくような仕組みづくりを検討します。

(2) 専門職の確保・育成・定着

① 若者の進路選択支援

- ・地域、学校等における対話型交流会の開催、マスメディアや SNS などを活用した啓発、イベントの開催など積極的に福祉の魅力について情報を発信し、イメージアップを図ります。
- ・介護福祉士や保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸与する介護福祉士等修学資金貸付制度、保育士修学資金貸付制度により福祉分野の資格の新規取得者を確保します。
- ・令和3年度（2021年度）からの中学校の新学習指導要領全面実施にあたって、事業者団体や介護施設などの協力も得ながら、生徒に対して介護体験の機会を設けるなど、早くから介護に対する正しい理解と関心を高める取組を推進します。

② 多様な人材の参入促進

- ・広く県民に対し福祉職場への就労を促進するための広報・啓発や職場体験等の機会の提供を行うとともに、資格をもちながら勤務していない潜在有資格者の職場復帰を支援することにより、多様な人材層の参入を促進します。
- ・高齢者、障害者、外国にルーツを持つ人等多様な人材の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職雇用支援機構など関係機関と連携しながら情報収集し、広報・啓発を進めます。
- ・介護・福祉人材センターとハローワークや市町など関係機関と一層の連携強化を図り、きめ細やかな職業紹介を行います。
- ・福祉分野の仕事内容や魅力を幅広い年齢層に情報発信し、福祉分野への関心を高めることで、人材の確保につなげます。

③ 福祉職場への定着促進

- ・福祉の職場は、全産業の平均より職場への定着率が低いことから、キャリアパスの整備などによる処遇改善、ハラスメントや暴力行為への対策等を含む職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を推進します。
- ・新人職員向けのフォローアップ研修や交流会の開催により、新人職員間のネットワークづくりや相談窓口を設けることで新人職員の定着を促進します。
- ・より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上を図ります。

④ 職場環境の改善

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現、育児・介護休暇、子どもの看護休暇、時間単位での休暇制度の導入など働きやすい労働環境の整備に積極的に取り組んでいる事業者を登録し、その取組を広く公表することで、事業者による働きやすい環境整備を促進します。
- ・管理的職業従事者や政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、多様な意見が反映され、一人ひとりが個性と能力を発揮し、だれもが活躍できる職場環境づくりに取り組みます。
- ・ハラスメントや暴力行為への対策マニュアルの普及や研修等を実施することで、職員の定着を支援します。
- ・最新のロボット技術やICTなどの業務の負担軽減や効率化に資する機器等について、福祉事業所等への導入を進めるとともに、その効果や課題を情報提供することにより普及を促進します。

⑤ 社会福祉関係者の資質の向上

- ・福祉人材の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。
- ・高齢、障害、子ども、生活困窮分野の連携のため、介護支援専門員や相談支援専門員等の専門職合同による研修等を実施します。
- ・保育従事者の保育士資格取得に対する支援や、若手保育士への研修の充実、認可外保育施設のICT化および感染症対策の推進などにより、安全・安心な保育環境づくりを進め、保育の質の向上にも取り組みます。

(3) 福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発（再掲）

- ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及を進め、県

民一人ひとりの行動につなげます。

- ・高齢者、障害者、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確保を進めます。

② インクルーシブ教育の推進（再掲）

- ・障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場について研究・検討を進めます。

③ 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進（再掲）

- ・一人ひとりが人権についての理解を深め、生涯にわたって自らの生き方に関わる問題として受け止め、支援を必要とする人が自ら SOS を発信できる地域づくりや周囲がそれに応じて支援できる関係が構築されるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりを進めます。
- ・教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を提供し、児童生徒の福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成を進めます。
- ・核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、暮らしの基本単位である家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

④ 多様性の尊重（再掲）

- ・性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合い、だれもが役割を持ち、その人らしく活躍できる共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法、滋賀県人権尊重の社会づくり条例や滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の理念や内容について周知することにより、県民の人権意識の向上や心のバリアフリーの推進を図ります。
- ・地域に根差したきめ細かな人権啓発の推進を図るために、県と市町相互の情報共有や市町が行う活動支援を進めるなど市町との連携を強化します。